



箕面市立市民文化ホールの指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市メイプル文化財団（以下「乙」という。）は、箕面市立市民会館（以下「市民会館」という。）及び箕面市立メイプルホール（以下「メイプルホール」という。）（以下これらを「文化ホール」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民文化ホール条例（平成16年箕面市条例第43号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民文化ホール条例施行規則（平成17年箕面市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、文化ホールが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う文化ホールの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（1）市民会館

- | | |
|--------|--|
| ア 施設名称 | 箕面市立市民会館 |
| イ 所在地 | 箕面市西小路四丁目6番1号 |
| ウ 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建地下1階 |
| エ 面積 | 敷地面積 622 m ² 、延床面積 1,266 m ² |
| オ 施設内容 | 大会議室（3室）、小会議室（3室）、和室（1室）、ミーティングルーム（1室）ほか |

（2）メイプルホール

- | | |
|--------|----------------------------|
| ア 施設名称 | 箕面市立メイプルホール |
| イ 所在地 | 箕面市箕面五丁目11番23号 |
| ウ 構造 | 鉄筋コンクリート造4階建（地上3階、地下1階） |
| エ 面積 | 専有床面積 1,963 m ² |

- オ 施設内容 大ホール（501 席。オーケストラピット 77 席を含む。）、大ホール楽屋（6 室）、小ホール（100 名）、小ホール楽屋（2 室）、リハーサル室（100 名）、ホワイエほか
- カ 併設施設 箕面市立中央生涯学習センター（以下「中央生涯学習センター」という。）、箕面市立中央図書館
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、文化ホールを管理しなければならない。

（指定期間等）

- 第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年（2025年）4月1日から令和17年（2035年）3月31日までとする。
- 2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

- 第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。
- （1）条例第2条及び第3条第2項に規定する業務
 - （2）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
 - （3）災害時の対応に関する業務
 - （4）箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年規則第76号）第2条第2号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務
 - （5）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務
- 2 前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立市民文化ホール指定管理者募集要項（令和6年7月8日公表。以下「募集要項」という。）及び箕面市立市民文化ホール指定管理者業務水準書（同日公表。以下「業務水準書」という。また、募集要項と業務水準書を以下「募集要項等」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（特別提案の取扱い）

- 第5条 乙から提出された令和6年（2024年）8月20日付「箕面市立市民文化ホール指定管理者申込書」に記載された、メイプルホールと中央生涯学習センタ

一の一括管理を前提とした特別提案については、次の各号に掲げる内容についてこれを採用し、指定期間を10年間とすることを認める。

- (1) 利用者の利便性向上に係る施設・設備の更新・改修等を実施する。
- (2) 次代の芸術文化を支える子どもたちに向けた事業を実施する。
- 2 前項の特別提案については甲乙協議の上で実施する時期等を別に定める。
- 3 上記の提案の実施に関する費用は、乙の負担とする。

(自主事業)

第6条 乙は、文化ホールの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、第20条の事業計画書に記載しなければならない。
- 3 自主事業にかかる費用については、乙の負担とする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第7条 乙は、この協定、募集要項等、条例、関係法令等のほか、第20条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第8条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。なお、箕面市地域防災計画に定めるところにより、箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年

箕面市条例第1号)第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第10条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、通報窓口に公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に報告しなければならない。

4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはいけない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

第11条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的に文化ホールの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するように求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「指定管理者個

は、乙
網(平
に公益
要綱第
に協力
ならな
る
るを漏
旨を
ならな
イド
その
。ま
正に
条例
提供
甲又
者個

個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年訓達第13号)(以下「保護管理要綱」という。)に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年訓令第29号)を準用することとする。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、甲は乙に当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙及び乙の従事者(退職者も含む。)は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則の適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第13条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(労働安全の確保)

第14条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、同施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(備品等の貸与)

第15条 甲は、募集要項等と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第16条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等について、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第26条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は、指定期間中は乙に帰属するものとし、第15条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備の改修等)

第18条 乙は、第20条に定めるとおり、施設、附属設備等の維持管理計画書(改修計画)に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、施設、設備に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

3 前項の協議の結果、施設、設備の改修等を甲が承認した場合は、第19条第1項及び第2項に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額を超える場合は、甲が改修等をするものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。

(備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額)

第19条 指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等

に係る費用の負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。なお、消費税を加えた額において、1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。以下「負担上限額」という。）は、次表のとおりとする。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1,636,364円	1,636,364円	1,636,364円	1,636,364円	1,636,364円	
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	合計
1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	17,181,820円

- 2 令和12年度から令和16年度の金額は、上記の表の額又は第27条により変更した指定管理料に基づいて算出した額とする。
- 3 指定期間の第2年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。
- 4 前3項の規定に関わらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議のうえ、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該費用の合計額と見直し前の負担上限額との差額を第1項の額から差し引いた金額とする。
- 5 指定期間の最終年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額に達しない場合は、当該差額の取扱いについて、甲乙協議するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第20条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第21条 乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用

状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況、その他の業務の実施状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後2か月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における文化ホールの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第22条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第23条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第25条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第24条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人の定款その他これに類する書類
- (4) 法人の役員

(5) 法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第25条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

(1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

(2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会の実施

(3) 評価の実施に必要な資料の作成

(4) 評価の実施時における説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第26条 甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項等の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	63,347,303円
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	63,347,303円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	63,347,303円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	63,347,303円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	63,347,303円
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額

業務実施期間	指定管理料(税抜金額)
令和14年4月1日から令和15年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
令和15年4月1日から令和16年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
令和16年4月1日から令和17年3月31日まで	74,994,430円 又は第27条により変更した額
合計	691,708,665円 又は令和7年度から令和11年度の額に 第27条により変更した令和12年度 から令和17年度の額を加えた額

2 甲は、指定管理業務の執行にあたり、乙が乙の責に帰すべき事由により利用者その他第三者に損害を及ぼした場合、又は乙が文化ホールの施設、附属施設等を破損若しくは滅失した場合は、業務が募集要項等の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

3 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の見直し)

第27条 指定管理開始日から4年を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動を勘案し、6年目以降の指定管理料の見直しを行うものとする。

2 前項による指定管理料変更の要否及び指定管理料の変更額は、甲乙協議により決定するものとする。

(指定管理料の支払方法)

第28条 甲は、指定管理料について、次表の各月支払額(税抜金額)に業務実施期間における消費税及び地方消費税(1円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入する。)を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支払月	支払額(税抜金額)	
	令和7年度から令和11年度まで	令和12年度から令和16年度まで
4月	15,839,303円	18,750,430円
7月	15,836,000円	18,748,000円

10月	15,836,000円	18,748,000円
1月	15,836,000円	18,748,000円
合 計	63,347,303円	74,994,430円

- 2 第26条第2項の規定により減額する場合、第36条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(利用料金)

第29条 甲は、文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第30条 文化ホールの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第31条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第32条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者へ損害を与えたとき、又は文化ホールの施設、附属設備等を破損若しくは滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、利用者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、

乙は、乙の費用負担において解決にあたらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除くものとする。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他の第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 4 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 5 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。
- 6 甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他の第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(賠償責任保険の加入)

第33条 乙は、指定管理業務の執行にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不測事態発生時の対応)

第34条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第35条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなると認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額

することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 第23条に規定する甲による業務改善の指示に対して、期間内に従わなかったとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 第4条の業務を適正に行うことができなくなったとき。

(4) 募集要項の「9 応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(5) 甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。

(6) 指定管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。

(7) その他、乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第38条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定管理料の返還)

第40条 乙は、第37条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第41条 第37条から第39条までの規定により指定期間満了前に指定の取消しがあった場合においては、第28条の規定にかかわらず、甲は、第31条及び第32条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第42条 乙は、指定期間が満了したとき、条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて、事務及び利用料金にかかる預かり金等を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第43条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として文化ホールを原状回復し、甲に対して明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は文化ホールの原状復帰を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第44条 乙は、指定期間が満了したとき、又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第15条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 乙は、第17条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して譲渡し、引継ぐこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。なお、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して備品等を引継ぐことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第46条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

(2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により甲への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第47条 乙は、条例第12条第3号、第14条第3号及び第17条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第48条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベ

ント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

(協定の変更)

第49条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第50条 この協定及び募集要項等に定めのない事項又はこの協定及び募集要項等の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第51条 この協定は、箕面市議会で文化ホールに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

(裁判管轄)

第52条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月20日

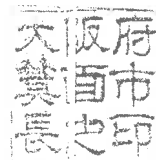
甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮



乙 箕面市箕面五丁目11番23号
公益財団法人箕面市メイプル文化
理事長 小 枝 正 幸



【別紙】リスク分担区分表



リスクが生じる原因		リスク分担	
種 類	内 容	市	指定 管理者
法令改正※1	法令改正による、施設改修等	○	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		協議事項
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		協議事項
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の 損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者等への損害		○※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者等への損害（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○※2
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延		協議事項
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

※1 税法を除きます。

※2 一定のリスクに対応できる保険に加入するものとします。